

職 職 2 0 1
令和元年 1 2 月 6 日

人事院事務総局職員福祉局長

「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について」の一部改正について（通知）

「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について（平成 3 0 年 1 2 月 7 日職職 2 5 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 1 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>年次休暇及び夏季休暇（人事院規則 1 5 1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 2 2 条第 1 項第 1 5 号に規定する休暇及び人事院規則 1 5 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する休暇をいう。以下同じ。）</u> のより一層の計画的な使用を図るとともに、年次休暇を年 5 日以上確実に使用することを確保するため、計画表を作成し、活用することとしましたので、平成 3 1 年 1 月 1 日以降は、以下の点に留意の上、両休暇の使用促進に努めてください。なお、「計	<u>年次休暇及び人事院規則 1 5 1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 2 2 条第 1 項第 1 5 号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）</u> のより一層の計画的な使用を図るとともに、年次休暇を年 5 日以上確実に使用することを確保するため、計画表を作成し、活用することとしましたので、平成 3 1 年 1 月 1 日以降は、以下の点に留意の上、両休暇の使用促進に努めてください。なお、「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について（平成 4 年 1 2 月 9 日職職 5 9 8）」

画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について（平成4年12月9日職職 598）」は、廃止します。

記

1～7（略）

8 勤務時間法第23条に規定する常勤を要しない職員（以下「非常勤職員」という。）についても、常勤職員の休暇表の例により休暇の表を作成し、活用することとし、年次休暇及び夏季休暇の使用促進に努めること。

9・10（略）

」は、廃止します。

記

1～7（略）

8 勤務時間法第23条に規定する常勤を要しない職員（以下「非常勤職員」という。）についても常勤職員の休暇表の例により休暇の表を作成すること。

9・10（略）

以 上